

象牙事業者登録の更新はお済みですか？

特別国際種事業者登録の更新期限が近づいています

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（「種の保存法」）」が平成29年改正、平成30年（2018年）6月1日に施行されたことにより、象牙事業については届出制から登録制に変わり、**登録に有効期限**が設けられました。

この制度を管理する自然環境研究センターからの通知があった通り、満了日以降に引き続き象牙取引の事業を行う場合は**令和3年（2021年）5月31日までに必ず更新手続きを**しなくてはなりません。更新をする方は、早めに手続きを行ってください。

公益社団法人 全日本印章業協会 ・ 全国印判用品商工連合会

更新手続きを
しないと...

この封筒は
開封
しましたか？



有償・無償を問わず象牙印章の仕入れ・
販売・改刻ができません！



新たに登録し直す場合は、登録免許税 90,000 円と
登録手数料 33,500 円がかかります。

無登録で象牙取引を行った場合、
相当額の罰金や懲役を受けます



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
（平成四年法律第七十五号）

無登録や失効状態での象牙製品の彫刻・
販売によって印章業界全体が迷惑します



国際的な信用失墜にもつながり、個人が負える責任を越えた
大問題を引き起こし得ます。

更新手続きについて不明な点は、先ず下記へ問い合わせしてください。

一般財団法人自然環境研究センター 事業者登録係

TEL : 03-6659-3577 ・ FAX : 03-6659-6320

(平日10時~17時)

(24時間)

令和3年4月吉日

「象牙製品の販売及びお取扱い業者様へ 重要なお知らせ」

平素は全国印判用品商工組合連合会 加盟店とお取引を賜り誠に有難うございます。

御承知の通り、象牙製品の販売等お取扱いを行なうには「特別国際種事業者」として登録が必要になります。

その登録には期限が設けられております。是非、登録期限の再確認をお願い致します。

又、特別国際種事業者として登録されていないお客様、更新をされていないお客様につきましては、登録や更新をせずに販売や取扱いをする事は違法となり、非常に重い罰則が科せられますので、販売や取扱いをすぐに中止して頂き、「特別国際種事業者」の登録を至急行って頂きます様、お願い申し上げます。

登録されているお客様の中には、売上全体の象牙製品の占める割合が非常に少なく、「特別国際種事業者」の更新をせず、象牙製品のみ取扱いを止めるという方もおられると思います。しかし、以前に象牙の判子や、象牙製品を販売されたお客様から、彫り直しや修理依頼などのお問い合わせを頂く事も考えられます。その場合は決してお預かりする事なく、登録されている同業者様をご紹介される等の正しい対応をお願い致します。

「特別国際種事業者」の登録をされていなければ、一切、象牙製品のお取扱いは出来ませんので充分に御注意下さい。

環境保護団体などによる一般人を装った電話での調査や嘘の修理依頼などの話に決して乗せられないよう法律に則った正しい対応を直しくお願い致します。

皆様の法徳に基づいた正しい姿勢によって判子文化・象牙文化はこれからもずっと継承されます。

全国印判用品商工組合連合会

令和3年4月16日

各位

日本象牙美術工芸組合連合会
会長 鶴見 剛

特別国際種事業者の更新手続きについて

この度は、象牙製品等の事業者更新手続きに関してご面倒をおかけ致しますが、5年に1度の登録更新の期限が5月末と間近になっているため、改めてのご連絡となります。期限までに手続きをする場合は、32,500円の更新手数料がかかります（更新した場合、次回の期限はその5年後になります）。しかし、期限を過ぎてしまったのち、新たに登録手続きをする場合は、新たに登録手数料の33,500円に加えて登録免許税の90,000円が必要となります。今後も“事業として象牙製品等の取引”を行う場合は、是非、更新手続きのご対応をお願い致します。更新手続きせずに、期限後も事業として象牙製品等の取引を行うことは法令違反となりますので、ご注意ください。

更新手続きに関しては、下記のURLまたは申請先である自然環境研究センターまでお気軽にお電話（03-6659-3577 土日祝日を除く、10時から17時まで）いただきご相談ください。

<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/touroku/index.htm>

事業者情報は法令に基づいて自然環境研究センターのホームページで公表されており、法令違反には厳しい罰則も設けられています。また最近の環境保護団体による調査では、海外に象牙製品等が持ち出されることを知っておりながら販売しようとしたという内容が公表されており、適切に象牙製品を扱っている姿を示していく必要があります。

国の方針でもありますように、「象牙製品等の適正な国内取引を確保するため」、また、今後とも「日本の象牙市場が厳正・厳格に運営されていることを示していくため」にも、法令遵守のほど、よろしくお願い致します。

大変厳しい時代のなか、面倒をおかけして大変ご申し訳ありませんが、今一度、全てのお取引先に対して御確認いただくなど、多くの象牙製品等を取り扱う事業者の方に情報共有を御願ひ致します。

続きまして、「特別国際種事業者」の登録更新手続きの注意点などについて
纏めました（毎年、象牙製品の在庫量を経済産業省に報告している手続きとは
異なります）。

多くの象牙を取り扱う事業者様は、2021年5月31日に有効期限を迎えられる方がほとんどと思います。（自然環境研究センターより**黄色封筒**で更新のご案内が届いているかとおもいます。もし、見当たらない方は下記に電話してください。）

更新手続きをしないと、それ以降の象牙製品等のすべての取り扱い（売買だけでなく、商品の取次、預かって直す行為なども含む）ができなくなりますので、是非、多くの会員様やお取引先様等にお伝えください。

なお、不明な点については、申附先である自然環境研究センターまでお気軽にお電話（03-6659-3577 応対時間：土日祝日を除く、10時から17時まで）いただきご相談ください。

● 屋号から個人名への変更（個人事業主の方）

法人登記されていない事業者の方で、屋号（店名など）で登録されている方は、変更届で事業者名を個人名に変更する必要があります。

● 法人番号（株式会社や有限会社など法人登記されている事業者の方）

添付いただく登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている12桁の番号ではなく、国税庁発行の13桁の番号（確定申告などに使用している番号）の記述が必要となります。

● 代表者役職名（株式会社や有限会社など法人登記されている事業者の方）

記載漏れが見られるそうです。登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に書かれた通りで申請書に記入が必要となります。

● 様式第1別紙2（在庫量の一覧）

複数施設をお持ちの方は施設毎の一覧が必要となります。

● 様式第2別紙（宣誓書に係る役員）

対象となる役員様の署名若しくは押印となっていますが、それらの漏れが見られるそうです。

● 全形象牙写真

象牙と登録票（記載内容は読めなくても構いません）と一緒に写した写真が必要です。象牙のみを写した写真である場合がみられるそうです。

● 旧事業者番号の未記入

記入欄が狭いため見逃されて未記入のまま、送付される書類が多く見られるそうです。

以上